

2018年1月23日

立憲民主党「通称：原発ゼロ基本法案(骨子案)」についての意見

原子力市民委員会

1. 全般的意見

「原発ゼロ基本法案」は、原発に依存しない持続可能な社会を実現するための考え方を示すものになっており、原発やエネルギー政策の在り方に関して真正面から議論を喚起することが期待される。

原発が現在の電源構成に占める割合は、1%程度にすぎず、現在、日本は「事実上の脱原発状態」にあると言ってもよい。それにもかかわらず、現政権下では、東京電力福島第一原発事故の被害を踏まえ、脱原発を望む多くの国民の声は反映されていない。本法案はこうした閉塞感を打破することになる。

「原発ゼロ基本法案」の意義は、持続可能なエネルギー社会を実現するために原発ゼロ政策が必要であり十分に可能であることを国民に提案し、幅広い議論を踏まえて、立法に反映していくことにある。

私たちは、「原発ゼロ基本法案」が提案され、多様な市民が議論に参加し、国会で審議されることを歓迎する。「原発ゼロ基本法案」ができるだけ多くの政党によって国会に上程されることを当委員会として心から期待する。

2. 個別意見

- 1) 前文などで、世界的な核廃絶に向けた日本としての役割、および原発輸出をすべきではないことについて盛り込むべきである。
- 2) 「原発輸出の公的支援の禁止」を明記すべきである。
- 3) 「推進計画」(第六)の策定における国民参加や情報公開について記すべきである。
- 4) 「国会の関与」の在り方について盛り込むべきである。

詳細を政令や通達で規定することを最小限とし、具体的な目標と組織・体制も含めて法案に盛り込むことが必要である。

- 5) 現在の原発の稼働状況(2015年現在、発電量の約1%)や再生可能エネルギーの設備容量を踏まえれば、即時原発ゼロは十分現実的である。目標年限を遠くに置く必要はない。むしろその間、廃炉の意思決定が遅れ、再稼働のために無駄な費用が費やされ、使用済み核燃料が増え、事故のリスクが増加することになる。
- 6) 現在、運転している原発は、直ちに停止すべきである。当委員会としてたびたび指摘してきた通り、現在の新規制基準および審査では、安全性が確認できていないためである。新規制基準にもとづく設置変更許可については新たには出さないこととし、また、原子力規制委員会による再稼働のための審査は打ち切るべきである。
- 7) 原発の緊急時の運転(「第五 基本方針」一3②)は、当委員会としては必要ないと考える。立憲民主党として必要であるという判断であれば、「緊急時の運転」を判断する主体や国民の関与も含めて、丁寧な説明が必要である。
- 8) 「改革の推進を担う組織の在り方に関する検討」(第八)を、行政にそのままゆだねるのは適切ではない。当委員会は、2014年版『脱原子力政策大綱』などで脱原発

法、エネルギー転換法、および実施体制に関するさまざまな提言を行っている。とりわけ以下については、ぜひ、参考にさせていただきたい。

- 検証委員会の設置…国会のもとに、国会議員および専門家などからなる検証委員会をおき、進捗状況のレビューを行う。
- 資源エネルギー庁および文部科学省の原子力発電にかかわる部局、総合資源エネルギー調査会、原子力委員会、日本原子力研究開発機構を廃止する。以後、経済産業省と文部科学省、およびその関連機関は、原子力発電にかかわる権限を持たない。
- 内閣府の下に、〈脱原子力庁〉を置く。
- 原子力開発の原資となってきた電源開発促進税を廃止する。これにともない、電源三法交付金を廃止する。代わって、〈脱原子力・エネルギー転換税〉と〈福島原発事故賠償・復興税〉を創設する。
- 事故原因の解明を進めるための第三者調査機関を再設置する。
- 東京電力の破綻処理をおこなった上で、既存の原子力損害賠償・廃炉等支援機構と（東電内で分社した）廃炉カンパニーとを一体化させた〈福島第一原発処理公社〉を設立し、事故サイトの後始末の主体とする。

（詳細は、原子力市民委員会『原発ゼロ社会への道 — 市民がつくる脱原子力政策大綱』2014年4月 p.182 と p.90、『原発ゼロ社会への道 2017 — 脱原子力政策の実現のために』2017年12月 p.91 を参照）

### 3. その他の立法の必要性

将来に向けた原子力災害の被害防止および、現在の東電福島第一原発事故処理および被害の救済が必要であることを、盛り込むべきである。たとえば、以下について法整備の必要があると考えられる。

#### 1) 原子力災害被害者救済のための法整備

- ・ 放射性物質による被ばくを「被害」として位置づける。被ばくを避ける権利を認め、尊重する。
- ・ 長期にわたる原子力災害の特性を踏まえた避難支援を保証する。すなわち、住宅、就労、教育、医療、移動、生活再建への支援を法的に位置付ける。
- ・ 被ばく防護のための施策を盛り込む。健康手帳の発行、検診・医療支援等を盛り込む。
- ・ 当事者の政策決定への参加を保障する。
- ・ 「原発事故子ども・被災者支援法」の理念を具体化するための個別法を整備する。

#### 2) 放射能汚染防止のための法整備

- ・ 放射性物質を「公害原因物質」として位置づけ、「放射能汚染防止法」を制定する。集中管理の原則を確立する。
- ・ 大気・水質・土壌などの基準値、監視および規制体制を整備する。
- ・ 放射性物質に関するダブルスタンダード状態を解消し、汚染物質の集中管理を進める。

#### 3) 廃炉を安全かつ円滑に進めるための法整備

以上